

2021年6月15日

お客様各位

**【重要・再掲】SPD 受信時における弊社対応に関するご案内/
出港前報告制度におけるハウス B/L 情報の報告義務について**

平素より弊社サービスをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

平成 26 年 3 月に関税法改正により施行されました出港前報告制度につきまして、弊社運用へのご理解・ご協力頂きありがとうございます。

以前もご案内させて頂いておりますが、一部の利用運送事業者(以下 NVOCC)様におかれては積地側での未報告による日本税関当局からの事前通知(SPD)が未だ散見される状況で御座います。再度、下記の通りご案内させて頂きましますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

・ハウス B/L 情報報告義務の周知のお願い

同制度では、積地出港 24 時間前までに船社側で報告するマスター B/L と同様に NVOCC(荷受人)様でもハウス B/L 情報の報告が法律で義務付けされております。然しながら、一部の NVOCC 様におきましては未だハウス B/L の未報告(報告遅延も含む)が散見され、日本税関当局より事前通知 SPD(船卸一時停止)通知を受けるケースが続いている状況です。

日本側の NVOCC(荷受人)様におかれましては、荷送人様にハウス B/L の報告義務の周知をお願いすると共に、早期報告も併せてお願い申し上げます。

また、万が一荷送人様側での報告が無い場合においては、荷受人様側でのご対応を重ねてお願い致します。

・ハウス B/L 情報未報告 SPD 受信時の当社対応

日本向け及び日本港で積み替え(Transship)で輸送・船積みされている貨物で日本税関当局よりハウス B/L 未報告による事前通知 SPD(船卸一時停止)を受けている貨物につきましては、国内の港で荷卸をせずに発地への積戻し若しくは他外国の港までの揚地変更とさせて戴きます。また、貨物の到着・引き渡し大幅に遅れる事になりますので承願います。なお、当該手配に掛かる諸費用は、全額日本側荷受人様若しくは外地荷受人様に請求させていただきますので併せてご了承承願います。

・出港前報告制度について

出港前報告制度に就きましては、以下の日本国税関ホームページをご参照下さい。

日本国税関 URL : https://www.customs.go.jp/news/news/advance5_j/index.htm

出港前報告制度 FAQ : https://www.customs.go.jp/news/news/advance5_j/04.pdf

弊社で法令順守及びお客様からお預かりした積荷を滞りなくお引渡しする為、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

尚、本件、英語版もご用意致しておりますので、海外の Shipper 様へのご説明等にご活用頂ければ幸甚です。

以上